

受益者負担の適正化指針

行財政改革のひとつとして、負担とサービスの関係見直について検討を行ってまいりました。

中期財政計画では、少子高齢化等に伴う税収減や社会保障費の増などの要因で、内部努力を続けたとしても、将来に向けて現在の行政サービスレベルが維持できないという状況にあります。

受益者負担の見直しは、現在のサービスレベルを継続していくため、市民の皆さんに負担とサービスの関係についてご協力いただくことでもあり、その見直しのひとつとして、まず使用料等について考え方を整理し、統一的な指針を作成して見直しを行うものです。

今回の適正化は、施設等の利用者と未利用者における税負担の公平性を保つため、利用者に施設利用の対価として相応の使用料を求めるとともに、使用料算定方法の適正化、類似施設間での適正化を図るものです。

適正化指針の概要と、料金決定の流れ

ステップ1：費用（コスト）の把握

- ・ 公の施設に係る費用（コスト）を把握します。
- ・ 把握した費用のうち、受益者負担の対象となる原価を明確化します。



ステップ2：受益者負担割合の判断

- ・ 施設を「公的関与」と「収益性」の基準で分類し、受益者負担割合を決定します。



ステップ3：近隣自治体、民間施設との比較、調整

- ・ 必要に応じて、近隣自治体の施設や民間施設と料金を比較し、格差がある場合は調整を実施します。



料金の決定

1. ステップ1 費用（コスト）の把握

（1）適正化の対象

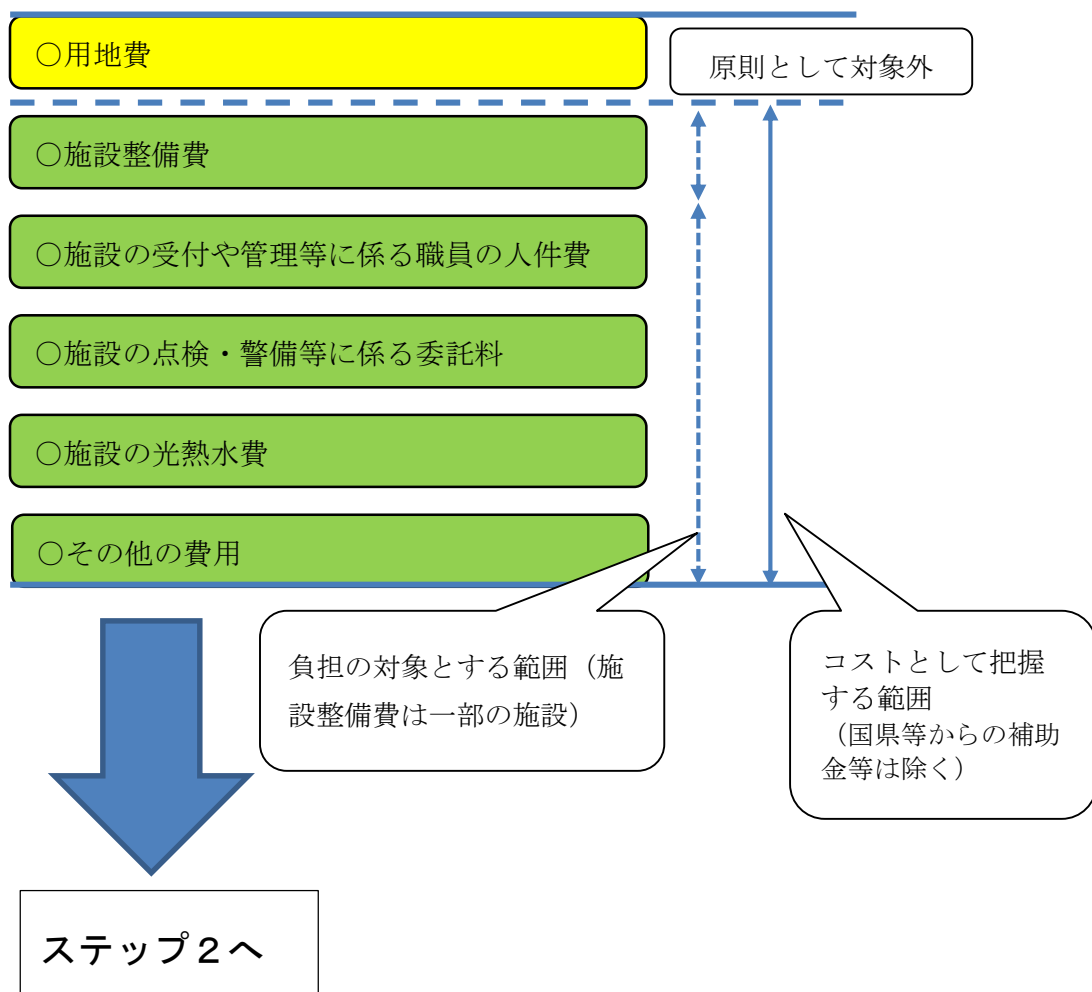
- ・一般会計及び特別会計、企業会計の使用料・手数料等を対象とします。
- ・ただし、法令により基準額などの定めがある使用料や手数料、企業会計、収益事業会計が所管している料金などは対象外とし、別途検証し見直すこととします。

（2）対象とする使用料、手数料等の主なもの

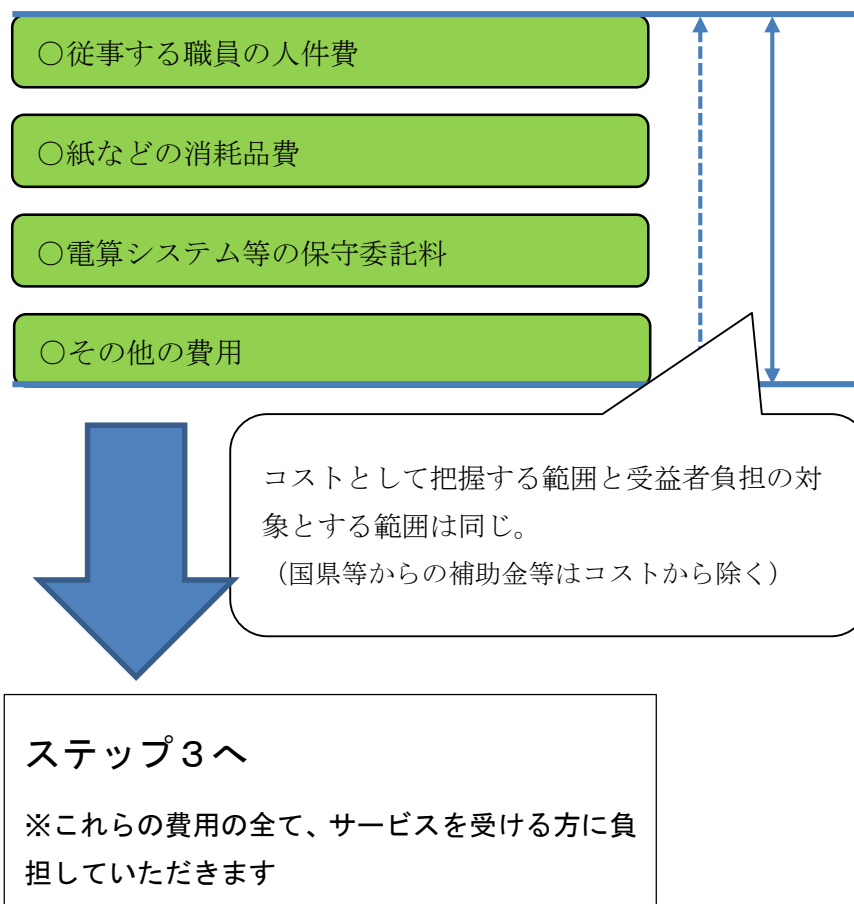
- ① 公民館や体育館などの使用料
- ② ホールや会議室などの利用料金
- ③ 住民票の写しなどの交付手数料
- ④ その他（実費徴収金など）

（3）コスト及び受益者負担の対象とする経費

施設使用料・利用料金の場合



手数料の場合



2. ステップ2 受益者負担割合の判断

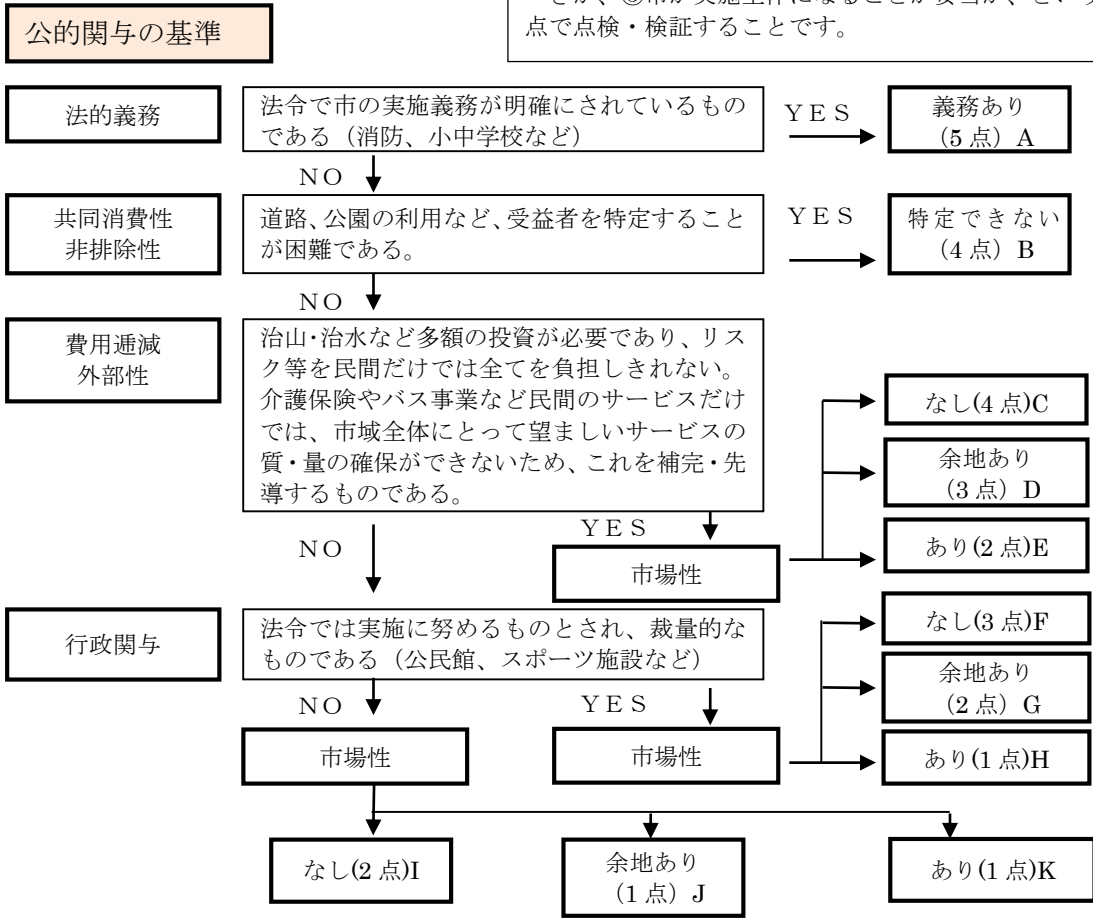
(1) 適正化の対象

公の施設の利用料等（使用料）

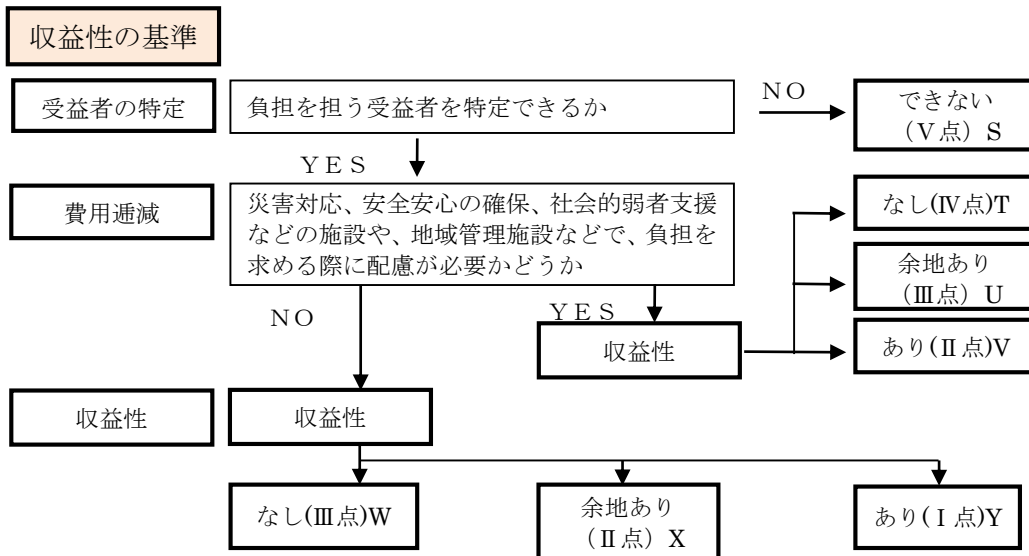
- ・サービスの性質による分類と受益者負担割合の設定は、施設のグループごとを基本に、「公的関与の基準」と「収益性」の有無の視点で分類を行い、フローチャートにのせて点数化して判断します（図1）。
 - ・受益者負担割合については、フローチャートの点数を基に、図2のとおりとします。
- ※施設整備費以外の費用について、I～Vの点数により0～100%の負担割合を設定します。
- ※施設整備費は、利用の有無とは直接連動しない固定的な費用であるという考え方のもと、税により負担すべき範囲を広く捉え、他の費用とは別に負担割合を設定します。

図1 公的関与と収益性の判断基準

※公的関与の判断とは、現在市が行っている施策・事務事業について、①公共性が認められるか、②市が関与すべきか、③市が実施主体になることが妥当か、という観点で点検・検証することです。



- ・「市場性」は、類似のサービスが民間で存在するかどうかで分類します。
- ・「余地あり」は、市場原理では想定されにくいですが、可能性があるかどうかで分類します。



- ・「収益性」とは、収益により事業が継続できるかどうかということであり、「余地あり」とは他市には事例があるが当市では対象者が少なく、事業として成り立たない場合や、一部補助があれば継続実施可能な場合をいい、「なし」は収益が望めず、民間参入がない場合をいいます。

図2 受益者負担割合の考え方

大 ↑ 収益性 ↓ 小	I	100%			施設整備費 50%算入	施設整備費 75%算入	施設整備費 100%算入
	II	75%			施設整備費 50%算入	施設整備費 75%算入	施設整備費 75%算入
	III	50%			施設整備費 25%算入	施設整備費 50%算入	施設整備費 50%算入
	IV	25%					
	V	0%	全額税負担				
			5	4	3	2	1
			大 ←		公的関与		→ 小

3. ステップ3：近隣自治体、民間施設との比較、調整

- ・ステップ1、ステップ2で対象コスト、受益者負担割合を決定した後、以下の点を調整した上で、料金を決定します。

(1) 激変緩和措置

- ・従来の使用料等から急激な値上げとなり、市民生活への影響が懸念される場合、激変緩和措置として、一定の幅の値上げに収めるように使用料等を設定します。
- ・値上げは、原則として現行の使用料等の1.5倍を超えない範囲とします。次回以降の見直しの際も同様の考え方により急激な変化を避けることとし、最終的には適正な負担額に近づけていくこととします。

(2) 近隣自治体や民間との均衡

- ・受益者負担額の設定にあたって、民間施設で提供している同種のサービスと比べ著しく安価である場合、可能な限り市場価格に近づけ、民業を圧迫することがないように配慮します。一方、著しく高価である場合には、使用料等の均衡を図ると同時に、今後のサービス

の提供の在り方について再考するものとします。

- ・近隣自治体と著しい格差が生じる場合には、一定の調整を行うことも可能とします。

(3) 市外利用者や営利目的利用者への対応

- ・市民の税金を適切に使用する観点から、市外利用者や営利目的利用者の受益者負担額については、原則、受益者負担割合が100%になる水準に設定し、適切な負担を求めるとします。

(4) 利用時間帯及び曜日による使用料等の格差

- ・原則、利用時間帯及び曜日による使用料等の格差は設けないこととしますが、それぞれの施設における利用実態等を考慮し、設定できるものとします。

(5) 政策的料金の導入

- ・使用料等や減免について政策的に決定する必要がある場合は、本指針にかかわらず設定できるものとします。

※政策的料金とは、窓口利用時と機械利用時との間の料金格差など、市の政策上誘導すべき事案がある場合です。減免は、市長の裁量による減免を認めるものですが、必要最小限にとどめることが基本です。

(6) 経過措置の導入

- ・無料施設について新たに料金を設定する場合は、基本的な考え方にに基づき受益者負担額を算出した結果の50%減額とします。
- ・経過措置期間は、定期的な検証と見直しに合わせ、3年とします。

定期的な検証と見直し

- ・受益者負担額の検証と見直しは、臨時的に必要なものを除き、概ね3年毎に実施します。

減免規定の見直し

現状：減免に関する統一基準がなく、施設間の格差が生じている。

目標：減免規定の整理。統一基準の設定。

基本的な考え方

減額・免除制度は、障がい者などの社会的弱者や教育の振興といった政策的配慮から実施するものであり、受益と負担の公平性の観点から、減額などの軽減措置については必要最小限度とする。

(1) 使用料の共通基準

	項目	減額・免除	考え方など
1	市（議会、行政委員会等を含む。）が施設を使用する場合。	減額・免除しない（庁舎等の使用料未設定施設や緊急時を除く）	収支を明確にするため減額・免除しない
2	施設の管理運営団体（指定管理者など）が当該施設を公共目的で使用する場合。	免除できる	指定管理や直営施設において主催講座等を実施する場合
3	市が各種団体 ¹ 等と共催で事業等を実施・後援する場合。	減額・免除しない	共催や後援の事実のみで減額・免除は行わない
4	他の官公署の利用	減額・免除しない（相互利用協定等を締結場合は除く）	国や県が使用する場合の減額・免除は行わない
5	公共的団体 ² 等が利用する場合	減額・免除しない（民生委員や児童委員、地区自治協議会、地縁による団体等は除く）	地域社会の維持及び形成に資する活動を行うことを目的で利用する場合は減額・免除できる

¹ 社団法人、財団法人、社会福祉法人などです。

² 自治会、町内会など町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のことです。

6	高齢者や障がい者、子どもなどを減額・免除の対象とすることができるものとします。対象要件は次の区分を原則とします。	
	区分	対象要件
	高齢者	75歳以上の市民
	障がい者	障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳の交付を受けている市民
	子ども	中学生以下の市民

減額率の定義

利用者と未利用者間における負担の公平性を確保するうえで、利用者が負担する分と公費で負担する分を等分することが最も理解を得やすいと考えられることから、減額率は50%とします。

(2) 手数料の共通基準

次の場合、手数料の全部または一部を免除できるものとします。

- ① 国又は地方公共団体の機関がその本来の業務の遂行のために必要な事項につき証明若しくは閲覧又は公簿等の謄本若しくは抄本の交付を求めた場合
- ② 生活保護等公費をもつて援助を受けるものからの請求
- ③ 天災地変に関し証明、謄本、抄本及び閲覧等を必要とする場合
- ④ 法令の規定により手数料の負担が免除となっているもの